奈良県民生委員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十一月二十九日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県規則第二十八号

奈良県民生委員定数規則の一部を改正する規則

奈良県民生委員定数規則（平成二十六年十月奈良県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「一九八人」を「一九九人」に、「一四八人」を「一五二人」に、「一四三人」を「一四六人」に、「一六四人」を「一七〇人」に、「九七人」を「一〇三人」に、「三八人」を「三九人」に、「五三人」を「五四人」に、「三七人」を「三八人」に、「吉野郡大淀町　四七人」を「吉野郡大淀町　四八人」に改める。

附　則

この規則は、平成二十八年十二月一日から施行する。